

## 介護サービスの利用者負担の減免について

①利用者負担の減免を受けるためには、介護サービス利用時に、**有効期限が切れていない免除証明書**の提示が必要です。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、**有効期限をご確認**ください。

②現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、市町村により、引き続き介護サービスの利用者負担が減免されることがあります。

▶ 利用者負担が免除される場合、**有効期限が更新された新しい免除証明書**を提示してください。

※被保険者証に記載された住所が福島県 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村又は飯舘村の方は、引き続き、**平成27年2月28日まで**免除証明書の提示が不要です。

※被保険者証に記載された住所が福島県 広野町、楢葉町又は川内村の方は、**平成26年9月30日まで**免除証明書の提示が不要です。

免除証明書に関してご不明な点があれば、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。